

一般社団法人神奈川県剣道連盟 事務局長会規則(案)

(招集、出席者、成立)

第1条 一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下当法人という。)の事務局長会は、当法人会長が招集する。

- 2 事務局長会は支部事務局長、執行部理事、監事をもって構成する。
- 3 当法人の監事は、事務局長会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 会長、専務理事をふくむ執行部理事の過半数および全支部事務局長の過半数の出席をもって成立とする。
- 5 支部事務局長以外の代理出席も認められる。この場合、会前日までに文書(紙媒体もしくは電子的方法による)をもって、本法人事務局へ届け出でなければならない。

(議長を選定等)

第2条 事務局長会の議長は、会長とする。ただし、会長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により当法人の副会長もしくは専務理事を議長とする。

(議長権限等)

第3条 議長は、事務局長会の議事を整理する。

2 議長は、前項の議事を整理するに当たり、当法人の副会長、専務理事若しくは常任理事又は監事であって当該理事会に出席した者から、必要に応じて助けを得ることができる。

3 議長は、前項の議事を整理する場合において必要があると認めるときは、事務局長会構成メンバー以外の者に出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(議案)

第4条 事務局長会では、事業計画にともなう事務手続等につき執行部より説明を行い、支部事務局長と討議する。

(決議)

第5条 決議が必要な事項が生じた場合、執行部提出議案については出席した全支部事務局長の過半数の賛成をもって可決する。同数の場合は議長の裁決による。

2 支部事務局長提案の議題の場合は全出席者の過半数の賛成を持って可決とする。同数の場合は議長の裁決による。

(理事会による事務局長会代行)

第6条 会長が本法人運営上適当と認め、監事、全支部長の過半数の同意がある場合、適切な時期におこなわれる定時理事会、もしくは臨時理事会において、同様の議事をはかることにより、事務局長会を省略することができる。

2 監事、支部長の同意を得る方法は電子的方法で行うことができる。

(議事録等)

第7条 事務局長会の議事録に記載又は記録する事項は、別表のとおりとする。

2 議長は、事務局長会を欠席した支部および監事に対し、当該議事録写し、及び配布資料を送付するものとする。

(事務局長会の運営に係る事務)

第8条 事務局長会の運営に係る事務は、本法人事務局が処理するものとする。

(別表)議事録記載事項

- (1)開催された日時、場所
- (2)事務局長会の議事の経過の要領及びその結果
- (3)議長氏名
- (4)議長以外の出席者氏名
- (5)議事録作成者氏名

附 則

1 この規則は本法人の設立登記の日から施行する。(令和00年00月00日)

一般社団法人神奈川県剣道連盟事務局規則(案)

(目的)

第1条 この規程は、本法人の事務局の組織および職制について定め、事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(組織及び分掌)

第2条 事務局に、総務、広報・情報・安全、経理、事業部門を置く。

2 各部門の分掌事務

1) 総務

- ① 庶務、渉外に関すること
- ② 訟務に関すること
- ③ 他の所管に属さないこと
- ④ 広報誌作成、HPに関する事項
- ⑤ 安全管理を含む剣道全般に関する情報に関すること

2) 経理

- ① 会計経理に関すること

3) 事業

- ① 審査関連事業に関すること
- ② 大会に関すること
- ③ 研修会、講習会に関すること
- ④ その他の事務局も関連する事業

(職員)

第3条 事務局は、次の職員をもって構成する。

- (1) 常勤職員
- (2) 嘱託
- (3) 臨時職員

2 常勤職員の定年は65歳とする。

3 定年後も勤務継続希望の場合は相談の上、嘱託、臨時職員等として70歳まで再雇用可能とする

4 給与、労働条件については別に定めるところによる。

5 嘱託および臨時職員の勤務条件、任期等は別に定めるところによる。

(職制)

第4条 事務局には、事務局を統括する事務局長を置くことができる。

2 事務局長は専務理事の指揮下に、事務業務を統括する。

3 事務局には、事務局長を補佐する副事務局長1～2名を置くことができる。

4 事務局には、臨時の組織(タスクフォース等)を置くことができる。

5 タスクフォースは事務局長の指揮下に業務を果たす場合と役員等の直接指示により業務を行う場合がある。

(職員の職責)

第5条 すべての職員は、各部門との連携を保ち、上司の命に基づき所定の業務に従事し、事務局全般の円滑な運営を図ることを心掛けなければならない。

(任免)

第6条 会長は理事会の了承を得て事務局長および副事務局長を任免することができる。

2 会長は幹部会議の了承を得て事務局員を任免することができる。

3 採用においては別に定める方法により契約を締結する。

(役職の特命)

第7条 会長は実情に応じ事務職員の担当役職の一部を省略し、または、兼務を命ずることができる。

2 会長は業務上、職員に対し、特命業務を命ずることができる。

(昇任・降格)

第8条 会長は、幹部会議の了承を得た上で、職員の勤務成績、その他勤務の遂行

能力を勘案し選考の上、昇任、昇格、又は、降任、降格をさせることができる。

(異 動)

第 9 条 会長は、業務の都合により職員に対し配置換えを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた職員は正当な理由なくしては、これを拒むことはできない。

(文章の起案及び処理)

第 10 条 事務員は担当業務につき必要な文書の作成、電子媒体における記録・保存をおこなわなければならない。この際「文書取扱規則」及び「決裁及び専決に関する内規」により 処理する。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、専務理事と相談の上、事務局長が定める。

付 則 この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日 施行

一般社団法人神奈川県剣道連盟資産および会計(案)

(事業年度)

第1条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(資産の構成)

第2条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1) 年会費
- (2) 資産より生じる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 補助金、その他の収入

(資産の管理)

第3条 この法人の資産は、会長が管理し、別途積み立て資産は理事会の議決を経て、定期預金とするなど、確実な方法により会長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第4条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第5条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第5条の書類のほか、監査報告を主たる事務所に7年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(閲覧)

第6条 会員はあらかじめ専務理事もしくは事務局長に連絡し、日時を決めて事務所において、事業計画及び結果報告、予算および決算のどの書類を閲覧できる。

2 複写を希望する場合は理由を添えて、文書(紙媒体もしくは電子的方法による)をもって申し込み、幹部会の承諾を得ることを必要とする。

3 会員以外の公的機関においても同様の手続きで閲覧できるものとする。

(長期借入金)

第7条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入借金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第8条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担、または権利の放棄を行おうとするときは理事会の議決を経なければならない。

(剰余金の分配制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

附則 この規程は、法人発足時をもって有効とする。 令和00年00月00日

一般社団法人神奈川県剣道連盟 報酬に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県剣道連盟(以下「当法人」という)の定款に基づき、職務遂行上必要とする旅費・交通費および報酬として支給する日当または謝金につき必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬は、当法人の主催する(1)ないし(7)の行事においてその業務を行った場合に支給するものとし、支給額はそれぞれ別表に定める。なお、必要に応じ前渡しすることができる。

- (1) 会長の命により視察、研究、会議等およびこれらに準ずる出張用務に従事する場合
 - (2) 会長の命により県又は県連盟およびこれに準ずる代表として「ブロック」以上の全国大会に審判、監督、選手として出場する場合
 - (3) 会長の命により県内における講習、審査会、大会、合同稽古に講師、審査員、審判員、指導員、その他勤務員として業務に従事する場合
 - (4) その実費を賄う必要があると会長が特に認めた場合、この場合判断につき合理的な理由を幹部会議または理事会で説明する
 - (5) 関連諸団体等の会議等に出席した理事、常任理事、幹部および会長が認めた者
 - (6) 総会、理事会、支部長会、事務局長会、拡大幹部会、幹部会並びに委員会等に出席した者
 - (7) 役員等が事務局におもむき、必要に応じ業務、会議を行った場合
 - (8) この規約に定める以外の場合は幹部会議において検討・支給することができるものとする。ただし、支給後に行われた直近の理事会において当該支給について報告をし、承認を得るものとする。
- 2 前各号の経費中、他団体から支給された者についてはその差額を支給することができる。
- 3 金額については、別表に掲げるとおりとする。
- 4 旅費・交通費は別途支給する。特に指定が無い場合は実費相当とする。

(報酬の控除)

第3条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表1 県外における視察・研究・会議等

旅 費 実 費 (急行・特急・座席指定・航空料金・船賃およびバス・タクシー代を含む)

宿泊費 一泊 15,000 円もしくは実費

日 当 一日 7,000 円

別表2 全国諸大会

旅 費 実 費 (急行・特急・座席指定・航空料金・船賃およびバス・タクシー代を含む)

宿泊費 一泊 15,000 円もしくは実費

日 当 一日 7,000 円

ただし諸大会において宿泊料が規定されている場合は規定料金による。

別表3 神奈川県内実施の講習会・審査会等における報酬

- ・本部係員のうち事務局員においては週日勤務との代替勤務もしくは契約に含まれる場合はこの報酬は支払われない
- ・1日とは実働時間が4時間を超える場合、半日とは4時間に満たない場合とする
- ・交通費は別途実費相当を支払う
- ・各表中の役員は連盟役員の意味ではなく講習会、大会等における役員を意味する
- ・支部係員(含 学生)への支払いは丙欄適用とし、税徴収対象としない

講習会

報 酬 額	役 員、講 師、本部係員	支 部 係 員
1 日	7,000	4,000
半 日	5,000	3,000

講師には主任講師、講師をふくむ

審査会

報 酬 額	役 員、審 査 員、本部係員	支 部 係 員
1 日	7,000	4,000
半 日	5,000	3,000

審査員には審査委員長、審査主任、審査員をふくむ

大 会

報 酬 額	役 員、審 判 員、本部係員	支 部 係 員
1 日	7,000	4,000
半 日	5,000	3,000

審判員には審判長、審判主任、審判員を含む

合同稽古

報酬額	範士	教士八段	本部係員
1日	7,000	5,000	2,000

基本稽古指導者は称号該当額とする

剣道形報酬

関東大会以上 8,000 円

県下大会 5,000 円

・この報酬は審判等の報酬とは別途支払われる

別表 4 連盟役員・委員の事務局勤務

報酬	会長、専務理事、その他の役員	委員
1日	8,000	6,000
半日	6,000	5,000

- ・役員、委員ではない会員が同様に勤務した場合は委員に準じて取り扱う
- ・会長が事務局勤務により得る日当は月当たり 12 万円を限度とする
- ・専務理事が事務局勤務により得る日当は月当たり 15 万円を限度とする

別表 5 会議出席(全員同額)

代議員会、支部長会議、理事会、委員会等 2,000 円

(これらの会議は丙欄適用とし、税徴徴収対象としない)

審議員会議、選考会議、幹部会議、拡大幹部会議 5,000 円

上記以外の会議は理事会に準じた金額とする

別表 6 県内における役員、委員の公用による出張 8000 円

備考

- ・上記金額は全て源泉徴収税額控除前の金額である。
- ・複数の行事、会議などに同日、出席した場合は両方の謝金を支払うことができる
- ・上記の場合、交通費は 1 回分のみとする

附則 この規程は、法人発足時をもって有効とする。令和 00 年 00 月 00 日

一般社団法人神奈川県剣道連盟懲戒に関する規定(案)

(総則)

第1条 本法人会員規則第6条に関連し、非違行為のあった連盟会員に対する懲戒について定める。

(懲戒処分の内容)

第2条 会員に非違行為があり且懲戒を必要とする場合、その会員に対する懲戒処分の内容は次のとおりとする。

- (1)除名
- (2)称号、段位の自主返納勧告
- (3)会員資格停止
- (4)本法人および支部における役職就任資格の永久停止
- (5)本法人および支部における役職就任資格の停止、3ヶ月以上1年以内
- (6)戒告
- (7)嚴重注意(文書)
- (8)注意(口頭)

(除名および称号、段位の自主返納勧告)

第3条 会員がこの連盟の名誉を著しく傷つけ、又はこの連盟の目的に著しく違反する行為があったときは、会長は調査を命じ、理事会の議決を経て、会長はその会員に対し第2条(1)除名、(2)称号、段位の自主返納勧告および(3)会員資格停止処分を行うことができる。この場合、全日本剣道連盟へ報告し、その指示に従うものとする。

(その他の懲戒処分)

第4条 会員がこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反し、会員としてふさわしくない行為のあったときは、会長は調査を命じ、理事会の議決を経て、第2条(4)より(8)の処分をすることができる。その決定は会員の届出住所宛の文書または口頭でその会員に通告するものとする。

第5条 第2条における処分を行う場合、あらかじめ本人に弁明の機会をあたえるものとする。

註 第3条の条項は全日本剣道連盟綱紀委員会第4条第5項による。

付則

令和〇年〇月〇日より実施する

一般社団法人神奈川県剣道連盟段位審査規則(案)

第 1 条 当法人の事業のうち、五段以下の審査を、全日本剣道連盟より委託を受け、同連盟の称号・段位審査規則にもとづき、本法人で定める本規則によりおこなう。

第 2 条 五段及び四段の段位審査は、教士七段以上の審査員 6 名を以て組織し、4 名以上の票決を得なければならない。

第 3 条 三段以下の段位審査は、錬士六段以上の審査員 5 名以内を以て組織し、3 名以上の票決を得なければならない。

第 4 条 審査方法は次のとおりとする。

- (1) 第一次審査においては実技を課し、合格者は第二次審査を受けることができる。
- (2) 第二次審査においては学科及び形の審査を課する。ただし特別な事情のある場合はこれを省略することができる。

2 社会体育指導者初級の者は、5段の学科審査を免除する。

註 全日本剣道連盟剣道称号段位実施要領「段位審査の方法」4. より

第 5 条 段位審査の結果、その合格者に対して本法人会長が所定の登録料と引替えに仮合格証書を附与し、全日本剣道連盟会長に上伸の後、同連盟会長名の段位証書を交付する。

第 6 条 段位審査の受審資格は別表1のとおりとする。ただし、受審者は、本連盟会員で、所属する支部を通じて申し込み、審査料、年度会費の納入を終了した者に限る。

2 個人会員は直接法人事務局へ同様の手続きにより申し込むことができる。

3 他の都道府県から新たに本法人に加入した二段以上の受審者について、現段位を他の都道府県において受審取得し、新たに本法人の審査を受けようとする者は、新たに入会した本法人支部会長の証明する受審理由書を添付しなければならない。

第 7 条 段位審査に伴う審査料、登録料は別表2に定める。

別表 1 受審者はつぎの年限を経過し、かつ年齢の条件にかなうこと。

受審段位	現有段・級位	受有期間等
初 段	一級受有者	註 1
二 段	初段受有者	1 年以上
三 段	二段受有者	2 年以上
四 段	三段受有者	3 年以上
五 段	四段受有者	4 年以上

註 1 満 13 歳以上の者、基準日は受審日前日、受有期間不問

附 則

1 この規則は、令和 00 年 00 月 00 日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟級位審査規則(案)

- 第 1 条 当法人の事業の行う級位審査はこの規則の定めるところによる。
- 第 2 条 級位は初段の下位に属する階制で、1 級より 8 級までの 8 階級とし、受審する者の年齢、年限などについては規制しない。
- 第 3 条 級位を受審する者は、本法人会員又はこれに準ずる者とする。
- 第 4 条 級位の審査は本法人の加盟団体(以下支部という)に委託して行なうことができる。支部は、その支部に所属し本法人が認めた団体等(以下認可団体という)に級位の審査を更に委託することができる。
- 第 5 条 級位の審査会は教士又は六段以上の審査員 3 名をもって構成し、2 名以上の同意により合格とする。
- 第 6 条 級位を有しない者に対しては、下記のとおり年齢に応じ、級位の認定審査を受けさせることができる。
- | | |
|--------|-----|
| 14 才以上 | 1 級 |
| 12 才以上 | 2 級 |
| 10 才以上 | 3 級 |
- 第 7 条 級位合格者には、本法人会長が所定の級位証書を授与する。ただし審査を行なった支部又は認可団体の長がこの証書に連署することを妨げない。
- 第 8 条 級位受審に伴う審査料、登録料は別表に定める。
- 第 9 条 審査を委託された支部は、次の事項を記入した合格者名簿を本連盟会長宛に報告しなければならない。
- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1.氏名 | 2.生年月日(年齢) | 3.所属団体名 |
| 4.合格級位 | 5.審査施行日 | 6.審査員氏名 |

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人登記の日から施行する。(令和 00 年 00 月 00 日施行)

一般社団法人神奈川県剣道連盟審判員選考委員会規則

第1条 審判員選考委員は会長の付託により審判員選考委員会（以下選考委員会）において審判員を選考し、会長が委嘱する。

第2条 選考委員は9名とする。

第3条 委員長は会長とし、委員中5名は会長が選任、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 委員のうち3名は下記の段審査地区に属する支部より各1名を選出、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

地区割：相模原・湘南地区、横須賀地区、小田原地区

第4条 審判員候補者は会長が提案するほか、各委員も提案することができる。

第5条 選考委員会は委員長が議長となり、審議された事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 議事録作成のために必要な事務局員が陪席することができる。

3 議事録要旨は理事会において報告するほか、HP上において公開する。

4 議事録は文書で5年間、電子的方法で10年間事務局に保管する。

第6条 審判員は70歳以下の会員より選出し、90名以内とする。

2 審判員は原則として七段以上とする。

第7条 大会における審判員は選考委員会の選考に基づき、会長が大会毎に委嘱する。

2 大会に審判長及び試合場毎に審判主任をおく。

3 大会により副審判長を置くこともできる。

4 審判長、副審判長は審判員経験者とするが、年齢に制限されない。

5 審判長、副審判長は会長が幹部会において検討の上、委嘱する。

6 審判主任は選考委員会において選定された審判員より会長が幹部会において検討の上、委嘱する。

7 審判長、審判主任、審判員の任務、権限等は全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、同細則による。

8 副審判長は審判長を補佐する。

第 8 条 定款第 29 条第 1 項及び第 3 項並びに第 31 条の規定は、審判員選考委員、審判員にも準用する。

第 9 条 この規則に定めがない事項に関しては会長と相談の上、委員会において決定し、総会の了承を得る。

第 10 条 本委員会の議事録作成の他、事務業務は当法人事務局が担当する。

第 11 条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規約は法人設立時より有効とする。 令和00年00月00日

一般社団法人神奈川県剣道連盟総務委員会規則(案)

(設置目的)

- 第1条 本法人における重要な案件及び他の委員会になじまない事項に対応する目的で本委員会を設置する。
- 2 本委員会には必要と考えられる部会を設置することができる。
 - 3 部会に関する規則は部会毎に別に定める。

(所掌)

- 第2条 本委員会は次の事項を所掌する。
- (1) 会長委託、もしくは幹部会議で検討後、本委員会で取り扱うべきと考えられた事案
 - (2) 部会において検討された事案の精査、確認
 - (3) 事務局に関する事案
 - (4) 決算、予算作成および会計に関する事案
 - (5) 前4項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
 - (6) 事業記録の作成
 - (7) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

- 第3条 本部会に次の委員を置く。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 若干名
 - (3) 幹事は事務局長とする

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会において承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 委員長は常任理事とする。
- 3 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 4 委員長の解任は理事解任方法による。
- 5 委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

5 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

(1)委員長が要望する事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

2 議事録には別表事項につき記載する。

3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。

4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。

5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。

6 事務局長は送付された議事録を紙媒体として5年間、電子的に10年間保存する。

7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

(1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。

(2)議事事項、経過の要領及びその結果。

(3)決議を要した事項について、およびその結果。

(4)その他特に詳細な記載が必要と委員長が判断した事項。

(5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟 倫理委員会規則

(設置目的)

第1条 この委員会を、本法人が神奈川県における剣道等の統括団体として、その自覚と責任を持ち、剣道理念に則り、常に健全かつ公平公正な運営と、法律、社会通念、倫理的価値を守り、法人としての社会的使命を果たしていくために必要な活動を実践、順守することを補佐するために設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 本法人の倫理に関する事項の統括
 - (2) 本法人及び本法人役員、委員、職員の綱紀肅正の推進に関すること
 - (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果及び対処案を会長に具申すること。
- 2 本委員会への問題提起、情報提供などは会長をはじめ、全ての会員ができるほか、公的機関等によるものも可とする。
- 3 問題提起は提起者の氏名、所属を記載した文書(紙媒体または電子的手段)によるものとする。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1)委員長 1名 (2)委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は、会長が幹部会議の議を経て、理事会の承認を得、委嘱する。

- 2 委員は、委員長が法曹関係者、学識経験者、本法人会員のうちから推挙する者を、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。
- 3 委員長、委員は会員であることを要さない。
- 4 委員長、委員の解任は理事会の決議を経て、総会の了承を得、会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。

ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は本法人総会、理事会、各委員会、事務局に対し、調査に必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 調査対象が会長である場合、委員長は監事の指示のもとに、会長の指示なく活動することができる。
- 6 調査対象が専務理事である場合は会長が指名する副会長が代行する。

(報告)

第7条 委員会において調査を行った内容につき、委員長は会長に具申するとともに、監事に対しても報告しなければならない。

- 2 報告のなかに、処分が必要な場合はその内容についても意見を述べなければならない。

(調査部会)

第8条 委員長は会長もしくは監事の下承を得て、調査のための部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員長が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 部会員は事務局嘱託職員と同様の身分とするが、委員長に直属する。
- 4 部会員の任期は委嘱時期より、委員長が必要業務を終了したと判断するまでとする。

(議事録)

第9条 議事録は幹事が作成する。議事録は原則非公開とするが、会長、副会長および全監事へ提出しなければならない。

- 2 議事録要旨を理事会に提出するほか、幹部会議の決定により HP 非公開とした場合を除き、本法人 HP に公開する。
- 3 議事録には別記の記載事項を記載しなければならない。調査部会においても同様とする。
- 4 議事録は電子的に保管し、保管期間 20 年とする。
- 5 議事録作成に利用した音声データも電子的に 20 年保管とする。
- 6 幹事は議事録作成のほか、委員会日程調整なども担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

2 本委員会に関する予算案は委員長と相談の上、事務局長が策定する。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会及び部会が開催された日時及び場所。
- (2)出席者全員の氏名および委員会及び法人における役職名。
- (3)委員会及び部会の議長氏名
- (4)議事の経過の要領及びその結果。
- (5)議事録作成者氏名。

附則 1. この規程は、令和 年 月 日から施行する。

一般社団法人神奈川県剣道連盟大会委員会規則

(設置目的)

第1条 本法人において管轄する大会について、円滑かつ安全な実施のために本委員会を設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 年間の大会実施計画
 - ・県女子剣道大会、県母子大会については総務委員会女子部会と緊密な連携の上計画する。
- (2) 大会毎の競技委員長決定
 - ・大会委員長は幹部会議決裁事項とする。
- (3) 本委員会に関する予算案の作成
- (4) 前3項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
- (5) 大会委員長と実施についての事前検討
- (6) 大会の会場設営、運営
- (7) 会場設営記録
- (8) 大会終了後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (9) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て会員より選任し、理事会において承認、会長が委嘱する。

- 2 委員長は常任理事とする。
- 3 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 4 委員長は会長と相談の上、副委員長を置くことができる。委員の中より選考する。
- 5 副委員長は理事とする。任命は他の執行部理事と同様とする。
- 6 委員長、副委員長の解任は理事解任方法による。
- 7 委員長、副委員長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 第2条に定める事項以外の検討を行う場合は、幹部会議の承認を要する。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1)各支部への協力依頼および周知
- (2)プログラム作成
- (3)会場設営
- (4)大会実施に必要な物品の準備、委員が確認する
- (5)その他、委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と委員長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟普及・指導委員会規則

(設置目的)

第1条 本法人における斯道発展のために普及および指導を行う目的として活動する委員会として設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 剣道実技および理論の普及、指導に関する事業
- (2) 合同稽古会における指導
- (3) 講習会等の企画、開催を審査委員会、審判委員会、女子部会とともに実施
- (4) 前4項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
- (5) 事業記録の作成
- (6) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 本部会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名 (2) 委員 若干名 (うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て会員より選任し、理事会において承認、会長が委嘱する。

2 委員長は常任理事とする。

3 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

4 委員長は会長と相談の上、副委員長を置くことができる。委員の中より選考する。

5 副委員長は理事とする。任命は他の執行部理事と同様とする。

6 委員長、副委員長の解任は理事解任方法による。

7 委員長、副委員長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 第2条に定める事項以外の検討を行う場合は、幹部会議の承認を要する。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1) 講習会等実施にかかわる業務
- (2) その他、委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を紙媒体として5年間、電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表) 議事録記載事項

- (1) 部会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2) 議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3) 決議を要した事項について、およびその結果。
- (4) その他特に詳細な記載が必要と委員長が判断した事項。
- (5) 議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟強化委員会規則

(設置目的)

第1条 国民スポーツ大会、都道府県対抗大会など県を代表するチームの選手強化をめざして訓練を実施するために本委員会を設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 年間の強化訓練実施計画策定
・委員以外の講師の選定を含む
- (2) 本委員会に関する予算案の作成
- (3) 全2項を幹部会議へ報告し、承認をえたのち、決定とする
- (4) 強化訓練終了後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (5) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 委員長は常任理事とする。
- 3 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 4 委員長は会長と相談の上、副委員長を置くことができる。委員の中より選考する。
- 5 副委員長は理事とする。任命は他の執行部理事と同様とする。
- 6 委員長、副委員長の解任は理事解任方法による。
- 7 委員長、副委員長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 第2条に定める事項以外の検討を行う場合は、幹部会議の承認を要する。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1) 会場の予約
- (2) 宿泊、交通の手配
- (3) その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人HPに公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表) 議事録記載事項

- (1) 委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2) 議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3) 決議を要した事項について、およびその結果。
- (4) その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5) 議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟医療・安全委員会規則(案)

(設置目的)

第1条 本法人の事業実施に伴う、医療上の安全と、衛生上の安全を確保するために本委員会を設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1)年間の大会、審査会、講習会における医療班の派遣計画策定
 - ・委員以外の医療、その他の協力者選定を含む
 - ・本法人主催・主管以外の関連団体の剣道事業にも要請あれば派遣を検討する
- (2)剣道に関係があると考えられる医療、保健衛生、安全確保のための方法などにつき、情報を集め、検討・研究し、随時 HP 上に公表するとともに、必要な講習も行う
- (3)本委員会に関する予算案の作成
- (4)前3項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
- (5)各事業実施後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (6)前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会において承認、会長が委嘱する。

- 2 委員長は常任理事とする。
- 3 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 4 委員長は会長と相談の上、副委員長を置くことができる。委員の中より選考する。
- 5 副委員長は理事とする。任命は他の執行部理事と同様とする。
- 6 委員長、副委員長の解任は理事解任方法による。
- 7 委員長、副委員長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

5 第2条に定める事項以外の検討を行う場合は、幹部会議の承認を要する。

6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

(1) 必要医療薬品、機材等の購入、管理と運搬

(2) その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

2 議事録には別表事項につき記載する。

3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。

4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。

5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。

6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。

7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人HPに公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

(1) 委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。

- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟総務委員会将来構想剣道人口検討部会規則

(設置目的)

第1条 本法人をふくむ剣道人口減少問題の解決と発展に資する方策を検討し、解決方法などにつき本法人へ提案するために本部会を総務委員会内に設置する。

(所掌)

第2条 本部会は次の事項を所掌する。

- (1) 剣道人口減少に関する諸問題につき検討、解決策立案
- (2) 関連団体との調整
- (3) 本部会に関する予算案の作成
- (4) 前3項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
- (5) 事業記録の作成
- (6) 前項の記録は部会記録とともに保存する

(委員)

第3条 本部会に次の委員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 部会長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会において承認を受け、会長が委嘱する。

2 部会長は常任理事とする。

3 委員は部会長が会長と相談の上、会員より選任し、幹部会議の議を経て、会長が委嘱する。

4 部会長は会長と相談の上、副部会長を置くことができる。

5 副部会長は理事とすることができる。

6 副部会長を理事とする場合、幹部会議の議を経て、理事会の了承を得、会長が委嘱する

7 部会長、副部会長(理事の場合)の解任は理事解任方法による。

8 7に示す以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 部会長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 部会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 部会には原則として総務委員長の出席を要する。
- 5 第2条以外の事案等を検討する場合はあらかじめ会長の了承を得る。
- 6 部会長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 7 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総務委員長と相談の上、部会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1)部会長が要望する事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を紙媒体として5年間、電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)部会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と部会長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟総務委員会将来構想事務局庁舎検討部会規則(案)

(設置目的)

第1条 将来に向けて本法人事務局庁舎および事務局のあり方を検討し、会長へ提案するために本部会を総務委員会内に設置する。

(所掌)

第2条 本部会は次の事項を所掌する。

- (1) 収支にかかわらず安定的に事務局庁舎を確保し続けるための諸問題につき検討、解決策の立案
- (2) 関連機関等との調整
- (3) 本部会に関する予算案の作成
- (4) 前3項を幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
- (5) 事業記録の作成
- (6) 前項の記録は部会記録とともに保存する

(委員)

第3条 本部会に次の委員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 部会長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会において承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 部会長は専門的知識を有する会員とする。
- 3 委員は部会長が会長と相談の上、会員より選任し、幹部会議の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 部会長、委員の解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 部会長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 部会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 部会長が必要と認めたときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

- 4 第2条以外の事案等を検討する場合はあらかじめ会長の了承を得る。
- 5 部会長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総務委員長と相談の上、部会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1)部会長が要望する事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を紙媒体として5年間、電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)部会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と部会長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟総務委員会将来構想学校教育検討部会規則

(設置目的)

第1条 学連、高体連、中体連に属する剣道修練者の剣道教育および訓練に関する協力と実施のために本委員会を設置する。

(所掌)

第2条 本部会は次の事項を所掌する。

- (1) 年間の学連、高体連、中体連との事業協力に関する計画を策定、実施
- (2) 本委員会に関する予算案の作成
- (3) 全2項を幹部会議へ報告し、承認をえたのち、決定とする
- (4) 関連事業終了後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (5) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 本部会に次の委員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 部会長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会において承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 部会長は常任理事とする。
- 3 委員は部会長が会長と相談の上、会員より選任し、幹部会議の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 部会長の解任は理事解任方法による。
- 5 部会長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 部会は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 部会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 第2条以外の事案等を検討する場合はあらかじめ会長の了承を得る。

- 5 部会長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総務委員長と相談の上、部会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1)事業実施に必要な学連、高体連、中体連、方法人支部への連絡
- (2)その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人HPに公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する

一般社団法人神奈川県剣道連盟総務委員会女性部会規則

(設置目的)

第1条 本法人の事業実施における、女性剣士の増加と活躍に資するために本部会を総務委員会内に設置する。

(所掌)

第2条 本部会は次の事項を所掌する。

- (1) 女性剣士の剣道実技、段級位審査能力、試合審判能力向上のためにいかなる方策が必要、有効かを策定する。
- (2) 年間を通じて、女性剣士のための講習会、稽古会実施計画策定
- (3) 県女子剣道大会、母子大会における大会運営と審判主任、審判員配置、実行委員長の選定を含む計画策定
 - ・同大会における審判長、大会委員長への要望等策定を含む
 - ・(1)、(2)策定にあつては、大会委員会、審判委員会、普及・指導委員会との打合せをおこなう
- (4) 本部会に関する予算案の作成
- (5) 全3項を幹部会議へ報告し、承認をえたのち、決定とする
- (6) 各事業実施後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (7) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 部会に次の委員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 部会長は会長が幹部会議の議を経て選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

- 2 部会長は常任理事とする。
- 3 委員は部会長が会長と相談の上、会員より選任し、幹部会議の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 部会長の解任は理事解任方法による。
- 5 部会長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 部会長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 部会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 部会長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 第2条以外の事案等を検討する場合はあらかじめ会長の了承を得る。
- 5 部会長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、総務委員長と相談の上、部会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1) 関連大会等実施における支部への協力要請
- (2) 関連大会等実施に際しての事務的な事業部分
- (3) 関連大会等プログラム作成
- (4) その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人HPに公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1) 委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2) 議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3) 決議を要した事項について、およびその結果。
- (4) その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5) 議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する